二於ケル場合ニ依テハ作業ヲ開始スト
ス。使用者ハ之ニ対シ会社ノ雇人ノ調査ハ今回ニ限リ会主
協力強制セシメ之ニ依リ陳述スト
ノ代リノ協力シテ雇主ニ対シ協調会ニ於テハ第十七工場ニ於テ之ヲ会計ノ雇
雇ノ者ノ工夫ニ作業ヲ開始セシメントスルノ如ク本月第十七工場ヲ
押収保管ヲ為シ工場ノ内部ノ状況ハ十八名ヲ残シ第十七工場ハ職工
ニ於テ復旧ニ付キ会議ノ結果工場内ノ寝具（毛布二百枚枕二百個）
ヲ搬出セシメ外部ヨリノ供給ノ本棚ニ木材ヲ運搬シ外部ヨリノ見込ヲ
遮ランガ為ニ作業ヲ為スベキ事ナレドモ作業開始ノ準備中ナリ。
ハ第十七工場ニ於ケル職工
目下作業中ノ第十七工場ニ於テ右ノ如ク建物ノ外部ニ募集セル職工ヲ
勤務ニ服セシメ同工場工員ノ出勤シ同工場工員ノ一部ハ就業セルモ
ノアリ一名ノ工二名ノ外ニ建物ニ入リ就業シ工場ニ入リ工場作業セ

ニシテハ上ノ風説ニ付内密ニ上述ノ如キ条件ニテ二名ノ男ハ
一工場ノ職業勤続ニ従事セシメツツアリ今後ニ於テ同様ノ事件ニ依
リ職工ヲ解シ適当ノ時機ヲ見テ第十七工場ニ雇入レ努力セシムル模様ナリ
ハ争議中ニ於テ要求書提出ノ経過通知
会社ノ要求ニ争議団ヨリ提出セル要求書ヲ拒絶シ右ニ応ジ
要求拒絶ノ通知ヲ為シタリ
記
昭和二年九月十日附ヲ以テ会社ヨリ之ニ応ジ得ザル旨ヲ回答シ要
求ノ件
右ニ付テハ会社ヨリ之ニ応ジ難キ旨ヲ回答セリ
昭和二年九月十日附ヲ以テ右ニ付会社ヨリ回答シ解雇手当金ニ割
増ガノ件
右ニ付テハ之ニ応ジ難キ旨回答セリ

財團法人 協調會
財團法人 協調會